

鹿児島労働局からのお知らせ

1 賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

【最低賃金の改定について】

(賃金室)

令和5年10月6日から、鹿児島県の最低賃金は昨年より44円アップし時間額897円となりました。
最低賃金以上で雇用しているのか、ご確認願います。



詳細は鹿児島労働局のサイトをご確認ください https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kane/saitin01.html
さい。

【業務改善助成金】が活用しやすく拡充されました！

(雇用環境・均等室)

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

令和5年8月31日から業務改善助成金が以下のとおり拡充されました。

- 対象となる事業場について、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内から50円以内に拡大
- 事業場規模50人未満の事業者について、賃金引上げ後の申請を可能とする
- 事業場内最低賃金額に応じて設けた助成率の区分を30円引き上げる

●お問い合わせ先 業務改善助成金コールセンター TEL: 0120-366-440

交付申請期限は令和6年1月31日です。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html
予算の都合で申請期限が早まる場合があります。支給要件や申請手続き等の詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。



2 新たな経験を通じた人材の育成・活性化

【産業雇用安定助成金について】

(職業対策課)

スキルアップ支援コース

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主(出向元)に対して当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成します。

「在籍型出向」は自社にない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。



事業再構築支援コース

新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うため、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援します。



●お問い合わせ先 職業対策課 助成金第一係 TEL : 099-219-8713

詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。

スキルアップ支援コース

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

事業再構築支援コース

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/sankokinjigyoku-saikouchiku.html

【人材開発支援助成金】を利用して、従業員のスキルアップを目指しませんか？

事業主が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識や技能の習得をさせるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

➤人材育成支援コース

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を実施する場合

➤人への投資促進コース

●サブスクリプション型の研修サービスによる訓練を受講する場合

●デジタル人材を育成するための訓練を受講する場合

➤事業展開等リスキング支援コース

新しい事業展開やデジタル化・脱炭素化に取り組む場合に必要な訓練を受講する場合



●お問い合わせ先 職業対策課助成金第二係 TEL : 099-219-5101

詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

3 ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進

【求人者マイページについて】

(職業安定課)

求人者マイページは、ハローワーク及びハローワークインターネットサービスを利用して、求職者の募集・採用選考を行うことを希望する求人者を対象に、募集・選考活動に必要なサービスを提供するものです。

求人者マイページを開設すると、求人者の申込み（仮登録）や求人内容の変更、求人・応募者の管理のほか、求職情報を検索したり、検索した求職者に求人者マイページから直接リクエストしたりすることができます。



詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent_possible.html

4 女性の活躍・男性の育児休業取得等の促進及び新規学卒者等への就職支援

【企業の人材確保・定着に役立つ「3つの認定制度」のご案内】

〇えるぼし認定制度 <女性活躍推進> (雇用環境・均等室)

「女性活躍推進法」に基づく認定制度。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍促進のための取組の実施状況が優良な企業を厚生労働大臣が「えるぼし認定企業」や「プラチナえるぼし認定企業」として認定します。



厚生労働省サイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

〇くるみん認定制度 <子育てサポート> (雇用環境・均等室)

「次世代育成支援対策推進法」に基づく認定制度。

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が「くるみん認定企業」や「プラチナくるみん認定企業」、「トライくるみん認定企業」として認定します。不妊治療と仕事との両立支援に取り組む企業を認定する「プラス」認定制度も始まりました。



厚生労働省サイト https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

〇ユースエール認定制度 <若者の採用・育成> (訓練室)

「若者雇用促進法」に基づく認定制度。

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定します。



厚生労働省サイト <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

【両立支援等助成金】

(雇用環境・均等室)

職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりを支援するための助成金です。

職業生活と
家庭生活の
両立支援

男性の育児休業取得を促進！

1 出生時両立支援コース
(子育てバ\\支援助成金)

仕事と介護の両立支援！

2 介護離職防止支援コース

仕事と育児の両立支援！

3 育児休業等支援コース



支給申請のための要件や必要書類、申請期間等、コースにより異なります。詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

【鹿児島働き方改革推進支援センター】

(雇用環境・均等室)

中小企業の働き方改革の取組を広く支援するため、関連法等への対応をはじめ職務分析・職務評価（同一労働同一賃金の確認）のほか、広く必要な情報やノウハウを提供し、中小企業等からの求めに応じた相談支援を無料で行います。さらに、地域の事業主団体などと連携を図り、出張相談会や企業向けのセミナーを開催し働き方改革の推進を図ります。



●お問い合わせ先 鹿児島働き方改革推進支援センター TEL : 0120-221-255

詳細はウェブサイトをご確認ください。 <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagoshima/>

【鹿児島県医療勤務環境改善支援センター】

(雇用環境・均等室)

医療機関における医療従事者の勤務環境改善に関する支援を無料で行います。



●お問い合わせ先 鹿児島県医療勤務環境改善支援センター TEL : 099-713-7731

詳細はウェブサイトをご確認ください。 <https://www.kagoshima-medsc.jp/>

【適用猶予業種の時間外労働の上限規制】特設サイト：はたらきかたススめ

(監督課)

2024年4月から建設業、トラック・バス・タクシードライバー、医師の「働き方改革」を進めるため、時間外労働の上限規制が適用となります！



詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください <https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/index.html>。
い。

【働き方改革推進支援助成金】

(雇用環境・均等室)

生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間の設定の改善の促進を目的とした助成制度です。

▶ 適用猶予業種等対応コース

適用猶予業種等（建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県に限る））への上限規制の適用に対応するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

▶ 労働時間短縮・年休促進支援コース

労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を助成

▶ 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主を助成



▶ 労働時間適正管理推進コース

労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主を助成

▶ 団体推進コース

傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体を助成

●お問い合わせ先 雇用環境・均等室 TEL : 099-223-8239

交付申請期限は令和 5 年 11 月 30 日です。予算の都合で申請期限が早まる場合があります。支給要件や申請手続き等の詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hatarakikata/2016-0909-5.html

【鹿児島労働局第 14 次労働災害防止計画】

(健康安全課)

鹿児島局 14 次防計画(令和 5 年度～令和 9 年度)では、死亡災害を毎年 10 人以下とし、死傷災害数を毎年減少させることを目標として、8 つの重点対策に取り組み、当該取組の進捗状況を確認するための指標(アウトプット指標)及び達成目標(アウトカム指標)を定めて、労働災害防止対策を展開しています。



詳細は、鹿児島労働局のサイトをご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen/2013-0417-2.html

【エイジフレンドリー ガイドライン】

(健康安全課)

近年、高年齢労働者の労働災害が増加しています。その特徴として、労働災害発生率が高く、重症化しやすい傾向にあります。そのため、高年齢労働者の特性に応じた対策(危険な場所や負担の大きい作業の解消、働きやすい職場環境の形成など)の推進が重要です。「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)を参照していただき、働く高年齢労働者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



詳細は、鹿児島労働局のサイトをご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen/2023-0906-7.html

【人材確保等支援助成金 (テレワークコース)】 柔軟な働き方がしやすい環境整備

(雇用環境・均等室)

適正な労務管理の下で安心して働くことのできるテレワークを中小企業事業主が積極的に導入・定着が図れるよう、ご活用いただける助成金です。



●お問い合わせ先 雇用環境・均等室 TEL : 099-223-8239

詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

【労働保険料納付の口座振替について】

(労働保険徴収室)

労働保険料の納付は口座振替が便利です。金融機関の窓口へ行く手間が解消され、納付忘れによる督促状・延滞金の心配がなくなります。

保険料引き落とし前にはハガキによる通知が届き、引き落とし結果も通知されます。また、手数料も発生しません。



●お問合せ先 労働保険徴収室 099-223-8276

詳細は厚生労働省のサイトをご確認ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html
労働保険 口座振替又は右記 URL・QRコードからインターネット検索してください。

6 お問合せ先一覧

名称	電話番号	名称	電話番号
労働保険徴収室	099-223-8276	雇用環境・均等室（両立助成金等）	099-222-8446
		雇用環境・均等室（均等法等）	099-223-8239
監督課	099-223-8277	鹿児島労働局総合労働相談コーナー	099-223-8239
貸金室	099-223-8278	鹿児島総合労働相談コーナー	099-803-9640
健康安全課	099-223-8279	川内総合労働相談コーナー	0996-22-3225
労災補償課	099-223-8280	鹿屋総合労働相談コーナー	0994-43-3385
		加治木総合労働相談コーナー	0995-63-2035
		名瀬総合労働相談コーナー	0997-52-0574
職業安定課	099-219-8711	職業対策課	099-219-8712
雇用保険電子申請事務センター	099-214-8714	雇調金特別相談・受付コーナー	099-298-9705
訓練課	099-219-8711	助成金2階相談・受付コーナー	099-219-5101
需給調整事業室	099-803-7111	助成金3階相談・受付コーナー	099-219-8713
鹿児島労働基準監督署（方面）	099-214-9175	川内労働基準監督署	0996-22-3225
〃（安全衛生課）	099-803-9631	鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385
〃（労災課）	099-803-9632	加治木労働基準監督署	0995-63-2035
		名瀬労働基準監督署	0997-52-0574
鹿児島公共職業安定所	099-250-6060	加世田公共職業安定所	0993-53-5111
熊毛出張所	0997-22-1318	伊集院公共職業安定所	099-273-3161
ワークプラザ天文館	099-223-8010	大隅公共職業安定所	099-482-1265
新卒応援ハローワーク	099-224-3433	出水公共職業安定所	0996-62-0685
川内公共職業安定所	0996-22-8609	名瀬公共職業安定所	0997-52-4611
宮之城出張所	0996-53-0153	徳之島分室	0997-82-1438
鹿屋公共職業安定所	0994-42-4135	指宿公共職業安定所	0993-22-4135
国分公共職業安定所	0995-45-5311		
大口出張所	0995-22-8609		